

## 院内感染対策のための指針

高崎総合医療センターにおける院内感染対策を進めるため、本指針を定める。

### 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。このため、院内感染防止対策を全従業員が把握し、この指針に則った医療が提供でき、院内感染防止の徹底を図るため、院内感染対策指針を定める。

### 2. 院内感染対策のための委員会、および組織に関する基本的事項

#### 1) 感染防止対策委員会（I C C）

院内感染に関する重要事項を調査、審議および決定する機関として、感染防止対策委員会を設置する。院長をはじめ診療部、看護部等各部署の責任者その他院長から指名を受けた各部署からのメンバーにより構成される。検討結果は、委員またはインフェクションコントロールチーム（I C T）を通じて周知する。

#### 2) 感染管理室

院長直轄の院内感染に関する総合的な運営を行う部門として、感染管理室を設置する。感染対策に関する十分な経験を有する医師と看護師、病院勤務に十分な経験を有する薬剤師と臨床検査技師により構成される。

#### 3) インフェクションコントロールチーム（I C T）

感染防止に関する日常業務を実行するため、感染管理室にI C Tを設置する。院内感染防止対策の実務を担当し、院内感染に関する監視を行い、情報を収集し、指導・啓発する役割を担う。また、感染対策の円滑な運用のためにリンクドクター、リンクナースを設置する。

#### 4) 抗菌薬適正使用支援チーム（A S T）

抗菌薬適正使用を実行するため、感染管理室にA S Tを設置する。抗菌薬適正使用支援の実務を担当し、抗菌薬適正使用の監視を行い、情報を収集し、指導・啓発する役割を担う。

### 3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的とする。就職時の初期研修、年2回以上全職員を対象に開催するほか、必要に応じて行う。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症の届出及び院内の菌分離状況のサーベイランスを行い、必要に応じて院長への報告、ICTでの検討および現場へのフィードバックを行う。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、医師または看護師から所定の報告形態をもって感染管理室に速やかに報告する。緊急を要する感染症の発生時は、直ちに緊急ICT会議を開催し対策を講ずるとともに、再発防止および対応方針を検討する。

### 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染対策の理解と協力を得るため、患者および家族に対して閲覧の推進に努める。

### 7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「病院感染対策マニュアル」を作成し、病院従業者への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの定期的な見直し・改訂を行う。

#### 附 則

この指針は、2010年4月1日から施行する。

2018年4月 改訂

2019年12月 改訂